

令和5年度

農業用機械等導入支援事業

農業経営が多様化するなか、農業経営体の経営安定を図るため、合理化・省力化を可能とする農業用機械施設等導入費の一部を助成します。

事業対象者	補助率	補助金額上限
北秋田市に住所を有し、市内で農業を営む認定農業者又は認定新規就農者	税抜事業費の 1/3 以内	100 万円

募集期間

令和5年 6月12日 ~ 令和5年 7月12日

【申請方法】

- ・ 申請の際は、農業用機械等導入支援事業実施計画書を市役所農林課へ提出して下さい。
- ・ なお、様式等については、市役所農林課に備え付けのほか、北秋田市ホームページからもダウンロードできます。

補助対象経費等

- ・ 農業経営の合理化・省力化を可能とする機械・施設等の導入費用を対象とします。
- ・ 導入費用（税抜き）30万円に満たないもの、中古品、農業以外に使用可能な汎用性が高い農業機械（運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等）は対象外とします。
- ・ 規模や内容が国・県及びその他の補助事業の事業要件を満たす場合はそちらを優先し、原則として本事業の対象としません。



本募集にあたりましては、予算の範囲内において実施するため、**応募者多数の場合は補助金上限額より少ない助成となる場合もあります**ので、十分ご理解いただき、ご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。**交付決定前の事業着手は認められません**のでご了承願います（事前契約不可）。

■ お問い合わせ ■



北秋田市産業部農林課 農業振興係 62-5514